

第179回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成29年6月29日(木)
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号
当社29階会議室

開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意願います。

目次

第179回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	31
計算書類	35
監査報告書	39
株主総会参考書類	43
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役14名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 大規模買付行為に関する 対応策(買収防衛策)更新の件	

東洋インキ SC ホールディングス 株式会社

(証券コード 4634)

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
東洋インキSCホールディングス株式会社
代表取締役社長 北川克己

第179回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第179回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、以下のご案内に従って平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目2番1号 当社29階会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第179期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第179期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役14名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://sacd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>) において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://sacd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>) において、修正後の事項を記載させていただきます。

議決権行使のご案内

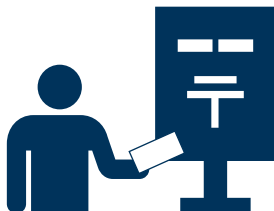
株主総会参考書類（43頁～74頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また第179回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時 平成29年6月29日（木）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限 平成29年6月28日（水）午後5時



インターネットによる議決権行使（詳しくは右頁をご覧ください）

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

行使期限 平成29年6月28日（水）午後5時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。



1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスのうえ、議決権をご行使ください。
- インターネットによる議決権行使は、株主さまのインターネットご利用環境等によっては、ご利用できない場合もございます。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力の上、「ログイン」ボタンを押してください。
- パスワード認証の画面となりますので、議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力の上、「次へ」ボタンを押してください。なお、初回ログイン時には、パスワード変更画面に遷移いたします。
- 「賛否入力欄」および「行使用のボタン」がございますので、〈ご注意〉の内容をご確認のうえ、ご利用ください。

3 重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

4 その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120 (652) 031 (受付時間：9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済の状況は、米国では個人消費に支えられて回復が続きました一方、中国を始めとする新興国では成長が減速してまいりました。さらには、本国第一主義の政治や社会の広がりにより、経済面でも不透明感が高まってきています。また、これを受けて我が国でも、景気は回復傾向にあるものの、伸び悩みが続いています。

このような厳しい環境ではありましたが、当企業グループは、「マーケティング主導のイノベーションの加速による着実なビジネス獲得」、「変化に柔軟に対応できるグローバルネットワークの構築」、「さらなる権限移譲の推進によるグループ各社の自主・自立・自走の加速」を年度の方針として、以下の経営活動を行ってきました。

第一の方針である「マーケティング主導のイノベーションの加速による着実なビジネス獲得」については、新たな事業領域の拡大のための開発や拡販に向けた活動を推進しました。色材・機能材関連事業においては、イメージセンサー向けレジストインキなど、IoT関連材料の開発を進捗させるとともに、リチウムイオン電池用電極材料や自動車塗料向け高彩度顔料分散製品の拡販を進めました。ポリマー・塗加工関連事業では、導電接着シートなど、エレクトロニクスやディスプレイ関連材料の新製品開発や拡販を推進するとともに、昨年7月には貼付型医薬品事業を取得、新しい領域に進出しました。当企業グループが保有する生体適合性ポリマー合成技術や、塗加工技術と組み合わせた基盤強化を図っています。パッケージ関連事業では、東南アジア、インド向け包装用ポリウムゾーン向けのノントラエングラフィックインキの拡販を継続しましたほか、欧州向け軟包装用水性フレキシブルインキや、ノンVOC（揮発性有機化合物）タイプのEB（電子線）硬化型フレキシブルインキを発売、環境対応製品の積極的な展開を進めました。印刷・情報関連事業では、省エネルギータイプのUV（紫外線）硬化型オフセットインキ新製品を発売するなど、グローバル規模でUVインキの拡販を進めましたほか、ディスプレイ用のハードコート剤や、商業用及び包装用の小ロット多品種のオンデマンド印刷に対応するインクジェット用インキの開発や拡販を進めました。また本年2～3月には、プライベートショウを東京と大阪で延べ3日間にわたり開催し、これらの新製品の紹介に加え、当企業グループの未来に向けた進化の様相も発信しました。

第二の方針である「変化に柔軟に対応できるグローバルネットワークの構築」については、これまでに進出、拡大してきた成長エリアや事業において、ネットワーク構築によるグループ総合力強化を図りました。需要増が見込めるUVインキにおいては、国内や欧州での新工場稼働に加え、世界各地での現地生産化を進め、為替変動などの変化に対応できる生産体制の整備を行ないました。また成長エリアであるインドにおいては、新たにポリマー工場を建設するなど、事業の複合化を推進した。新たな拠点であるトルコでも、中東やアフリカへの展開や、事業複合化に向けた取り組みを活発化させました。さらにフランスの子会社3社を合併し、機能連携によ

る経営基盤の強化を図りました。

第三の方針である「さらなる権限移譲の推進によるグループ各社の自主・自立・自走の加速」については、グループ各社の役割に応じた権限移譲と資源配分を進める一方、昨年12月に移転した新本社から、グループとして共有化すべき風土（企業文化）や経営方針、マネジメントスタイルを発信しました。また、グローバル規模での統合システムの展開により、経営情報のタイムリーな共有化も図ったうえ、政策保有株式の見直しや自己株式の取得などの資本政策も進めてきました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、海外会社の業績の為替換算の影響もあり2,684億84百万円（前連結会計年度比5.2%減）と減収になりましたが、営業利益は192億22百万円（前連結会計年度比4.1%増）、経常利益は192億57百万円（前連結会計年度比3.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は126億87百万円（前連結会計年度比4.1%増）と、それぞれ増益になりました。

なお、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき8円（年間の配当金は前期より50銭増配の16円）を提案させていただきます。

報告セグメントのそれぞれの業績につきましては、次のとおりです。

① 色材・機能材関連事業

高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料は、テレビやスマートフォンなどの最終製品の需要が、世界的に伸び悩みましたことに加え、中国への市場シフトに伴う価格競争激化が進み、売上や営業利益がさらに圧迫されました。

汎用顔料は、国内では包装用印刷インキ向けや自動車関連が堅調、建築関連も回復してきましたが、中国や東南アジアでは伸び悩みました。

プラスチック用着色剤は、国内では容器用の拡販が進みましたが一方、中国や東南アジアでの事務機器向けが引き続き低調に推移しましたが、高機能製品への転換により利益改善は進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は659億35百万円（前連結会計年度比8.3%減）と減収になりましたが、営業利益は45億95百万円（前連結会計年度比3.0%増）と増益になりました。

② ポリマー・塗加工関連事業

塗工材料では、電磁波シールドなどの機能性フィルムが、スマートフォン市場が低調に推移するなか、新製品の拡販は進みました。また広告サイン用は伸び悩みましたが、工業用の両面テープは韓国向けが好調に推移しました。さらには貼付型医薬品事業を買収、昨年7月より業務を開始し、メディカル市場への参入も果たしました。

接着剤は、包装用が国内や韓国で堅調に推移しましたが、中国やインドネシアなどの東南アジアでは伸び悩みました。粘着剤は、国内でラベル用や、韓国や中国でのディスプレイ用が伸び悩みましたが、北米での工業用の拡販は進みました。

缶用塗料（フィニッシュ）は、国内ではコーヒー缶用の低調が続きましたが、ビール缶用の拡販が進みましたうえ、東南アジアでも堅調に推移しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は583億25百万円（前連結会計年度比4.2%減）と減収になりましたが、コストダウンが進みましたため、営業利益は66億41百万円（前連結会計年度比19.7%増）と増益になりました。

③ パッケージ関連事業

国内のグラビアインキは、出版用の需要減少が続きましたうえ、リセール品である溶剤販売が減少しましたが、主力の包装用が飲料やプライベートブランド品向けを中心に堅調に推移、建装材用も後半に需要が回復し、利益改善も進みました。

海外では、東南アジアやインドで包装用ポリウムゾーン向けの環境対応インキの拡販が継続しました。

また、グラビアのシリンダー製版事業は、包装需要の堅調に伴い増収になりましたうえ、グラビア関連の機器販売も増加しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は629億65百万円（前連結会計年度比2.6%減）と減収になりましたが、営業利益は28億71百万円（前連結会計年度比5.4%増）と増益になりました。

④ 印刷・情報関連事業

オフセットインキは、国内でのデジタル化に伴う情報系印刷市場の縮小という構造的な不況による需要減少が続きましたうえ、前半は円高に伴って国内からの輸出品の利益が圧迫されました。一方、国内やヨーロッパを中心にグローバル規模でのUVインキの拡販が進みましたうえ、タッチパネル用ハードコート剤も好調に推移しました。

また中国や東南アジアでは、景気の減速により売上が伸び悩みましたが、インドやブラジルでは拡販が進みましたうえ、利益改善も進みました。

グラフィックアーツ関連機器及び材料は、国内オフセット印刷市況の低迷に伴い、印刷関連の材料や機器販売が減少しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は816億51百万円（前連結会計年度比6.6%減）と減収になりましたものの、コストダウンの推進により、営業利益は33億17百万円（前連結会計年度比11.4%増）と増益になりました。

⑤ その他

上記のセグメントに含まれない事業や、東洋インキSCホールディングスなどによる役務提供などを対象にしていますが、売上高は61億15百万円（前連結会計年度比2.3%増）と増収になりましたものの、ホールディングスでの本社移転に伴う費用の発生や、グローバル統合システム開発費用の増加などにより、営業利益は17億77百万円（前連結会計年度比35.5%減）と減益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は141億91百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

東洋インキSCホールディングス株式会社本社	管理用及び賃貸建物
トーヨーカラー株式会社富士製造所	オフセットインキ製造設備及び建物
東洋インキインド株式会社	グラビアインキ製造設備、ポリマー製造設備及び建物
東洋インキヨーロッパ株式会社	オフセットインキ製造設備及び建物
珠海東洋科美化学有限公司	色材・機能材製造設備及び建物

（注）東洋インキヨーロッパ株式会社は平成29年1月に東洋インキアレツツ株式会社より社名変更しております。

② 当連結会計年度継続中の主要設備

トーヨーケム株式会社川越製造所	ポリマー製造設備
東洋インキインド株式会社	プラスチック用着色剤製造設備及び建物

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当企業グループは、目指す姿“SCC (Science Company Change) 2017”に向けて、平成20年度から3回の中期経営計画を進め、平成26年度からは最終ステップになるSCC-Ⅲを推進してまいりました。「エポリユーションプラン」とも名付けた当計画では、環境対応や世界の各地域のニーズにマッチした新製品の開発や拡販を進めるとともに、エネルギー関連やヘルスケアなどの新しい事業領域への進出を図ってきましたが、国内印刷市場の需要低迷や液晶関連材料市場の競争激化のなか、次なる収益の柱となる事業の確立までには至りませんでした。一方、グローバル展開においては、インドやトルコ、ブラジル、中国内陸部など、将来性の高い市場への進出や拡充を図り、一部に利益面での進捗遅れはあるものの、事業地域の拡張とネットワークの強化が進みました。

平成29年度からは、次の10年のありたい姿を新たな長期構想として掲げ、その実現に向けた活動を推進していきます。長期構想では企業活動のコンセプトを「Scientific Innovation Chain2027」(SIC27)とし、「技術・製品」、「ビジネスモデル」、「ネットワーク」、「モノづくり」、「経営基盤」の5つの基軸で、革新的に発想し、科学的に実行していき、その連鎖によって持続的に成長できる企業体質に変革することを目指していきます。また、これまでのドメイン（ライフサイエンス、コミュニケーションサイエンス、サステナビリティサイエンスの3つの事業領域）の枠組みを戦略的に拡大し、成長市場のみならず、社会課題の解決や、生命や地球環境の持続成長可能性に繋がる領域にも注力してまいります。

なお、平成29年度は、これらの長期構想や中期経営計画の移行期にあたるなか、「エボリューションプラン」の積み残し課題の解決に取り組むことに加え、新しい長期構想に向かって、次の3つの方針によって事業活動を進めてまいります。

第一の方針は「すべての企業活動におけるバリューチェーンの拡張による新たな成長戦略の実現」であり、高付加価値を提供できる事業やビジネスモデルを、新製品、新市場、新事業の切り口で行ない、成長戦略の実現を目指します。具体的には、マーケティングを拡充することにより、現行事業を水平、垂直的に、成長性の高い周辺分野に拡張していくとともに、当企業グループが保有する素材や技術を基にした新たな分野への進出も探索し、事業の拡大を図っていきます。

第二の方針は「革新を意識した視点でのモノづくりによるSCM（サプライチェーン・マネジメント）の進化」であり、生産処方やプロセスの根本的な見直しによるコスト競争力の向上や、これまでにグローバル展開した拠点のネットワークのさらなる強化により、今後の需要の変化への対応力や高機能製品の供給力の向上、さらには収益性の改善を進めていきます。

第三の方針としては「経営基盤（経営資源、ガバナンス）の見直しによる風土変革の促進」を掲げ、ヒト、モノ、カネ、情報、技術、風土の6つの経営資源の進化を進めていきます。また、次期より当企業グループの決算期を12月に変更することを予定していますが、これに伴い内外のグループ会社の決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営や、経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図ってまいります。

従いまして、経過期間となる平成29年12月期は、3月決算である当社及び国内連結子会社につきましては、平成29年4月1日から平成29年12月31日の9ヶ月間を連結対象期間としております。なお、12月決算である海外連結子会社につきましては、従来通り、平成29年1月1日から平成29年12月31日の12ヶ月間を連結対象期間としております。この期間における業績見通しは、売上高2,350億円（当社及び国内連結子会社の当期業績を9ヶ月として調整した金額との比較で2.7%増）、営業利益163億円（同5.0%増）、経常利益166億円（同7.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益100億円（同19.8%増）と、見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第176期	第177期	第178期	第179期 (当連結会計年度)
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
売上高	279,557百万円	286,684百万円	283,208百万円	268,484百万円
経常利益	20,553百万円	19,411百万円	18,697百万円	19,257百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,260百万円	13,304百万円	12,190百万円	12,687百万円
1株当たり当期純利益	41円9銭	44円60銭	40円87銭	42円95銭
総資産	336,601百万円	364,262百万円	360,526百万円	365,214百万円
純資産	186,608百万円	213,756百万円	214,673百万円	219,691百万円
1株当たり純資産額	606円39銭	694円62銭	697円57銭	730円49銭

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第176期	第177期	第178期	第179期 (当事業年度)
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
営業収益	19,674百万円	19,778百万円	19,201百万円	19,016百万円
経常利益	10,303百万円	11,060百万円	10,686百万円	10,088百万円
当期純利益	8,888百万円	10,449百万円	9,365百万円	10,638百万円
1株当たり当期純利益	29円79銭	35円3銭	31円40銭	36円1銭
総資産	217,683百万円	231,305百万円	235,307百万円	245,850百万円
純資産	150,039百万円	162,589百万円	166,617百万円	174,521百万円
1株当たり純資産額	502円90銭	545円1銭	558円55銭	597円46銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0%	色材・機能材関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
東洋アドレ株式会社	480百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
マツイカガク株式会社	465百万円	98.6	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、色材・機能材関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
T I P P S 株式会社	S\$ 110,032千	100.0	アジア子会社の株式保有、ポリマー・ 塗加工関連、色材・機能材関連
東洋インキインド株式会社	INR 3,667,792千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 61,083千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	ポリマー・塗加工関連、 パッケージ関連、印刷・情報関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連、パッケージ関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 119,346千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社	Euro 26,017千	100.0	色材・機能材関連、印刷・情報関連
台湾東洋先端科技股份有限公司	NT\$ 600,000千	100.0	色材・機能材関連
珠海東洋科美化学有限公司	US\$ 20,450千	100.0 (77.3)	色材・機能材関連
東洋インキ(泰国)株式会社	BT 552,851千	100.0 (69.3)	ポリマー・塗加工関連、 パッケージ関連
東洋油墨亞洲有限公司	HK\$ 88,966千	100.0	色材・機能材関連、 ポリマー・塗加工関連

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 69,871,045千	100.0 (4.7)	パッケージ関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連
東洋インキコンパウンズ株式会社	US\$ 4,329千	72.0 (72.0)	色材・機能材関連
江門東洋油墨有限公司	US\$ 4,942千	51.0 (51.0)	パッケージ関連、 ポリマー・塗加工関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	色材・機能材関連、パッケージ関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	99.1	ポリマー・塗加工関連
東洋プリンティングインクス株式会社	TRY 8,450千	75.0	パッケージ関連、印刷・情報関連
東洋インキヨーロッパ株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連

- (注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の()内は間接所有の議決権比率(内数)であります。
2. 東洋インキヨーロッパ株式会社は平成29年1月に東洋インキアレツ株式会社より社名変更しております。

② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は67社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、第三者割当増資の引受けにより1社を連結子会社を含め、合併により2社を連結子会社より除外しました。

持分法適用関連会社は10社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を23.46%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料 等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料、 メディカル製品 等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキシインキ、グラビアシリンダー製版 等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、 プリプレスシステム、印刷材料、インクジェット材料 等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	
国内営業 拠 点	トーヨーカラー株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社関西支社 [大阪府大阪市] 東洋インキ北海道株式会社 [北海道札幌市] 東洋インキ九州株式会社 [福岡県福岡市]	トーヨーケム株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社中部支社 [愛知県名古屋市] 東洋インキ中四国株式会社 [広島県広島市] 東洋インキ東北株式会社 [宮城県仙台市] 東洋インキグラフィックス株式会社 [東京都板橋区]
国内生産 拠 点	トーヨーカラー株式会社富士製造所 [静岡県富士市] トーヨーカラー株式会社茂原工場 [千葉県茂原市] トーヨーケム株式会社川越製造所 [埼玉県川越市] トーヨーケム株式会社尼崎工場 [兵庫県尼崎市] 東洋モートン株式会社 [埼玉県比企郡] マツイカガク株式会社 [京都府京都市]	トーヨーカラー株式会社守山製造所 [滋賀県守山市] トーヨーカラー株式会社岡山工場 [岡山県井原市] トーヨーケム株式会社西神工場 [兵庫県神戸市] 東洋インキ株式会社埼玉製造所 [埼玉県川越市] 東洋アドレ株式会社 [千葉県千葉市] 東洋F P P株式会社 [埼玉県川口市]
研究開発 拠 点	プロセスイノベーション研究所 [埼玉県川越市] イノベーションラボ [埼玉県坂戸市]	マテリアルサイエンスラボ [茨城県つくば市] ポリマーデザインラボ [兵庫県神戸市]
海外拠点	トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社 [マレーシア・セレンパン] 東洋インキコンパウンズ株式会社 [フィリピン・ラグーナ] 東洋インキコンパウンズベトナム株式会社 [ベトナム・バクニン] 天津東洋油墨有限公司 [中国・天津市] 上海東洋油墨制造有限公司 [中国・上海市] 台湾東洋先端科技股份有限公司 [台湾・台南市] 東洋インキヨーロッパ株式会社 [ベルギー・ニール] ライオケム株式会社 [アメリカ・ジョージア] 東洋インキブラジル有限会社 [ブラジル・サンパウロ]	東洋インキ (泰国) 株式会社 [タイ・バンコク] 東洋インキインドネシア株式会社 [インドネシア・ベカシ] 東洋インキインド株式会社 [インド・グレートノーイダ] 珠海東洋科美化学有限公司 [中国・広東省] 江門東洋油墨有限公司 [中国・広東省] 東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社 [フランス・ワッセル] 東洋プリンティングインクス株式会社 [トルコ・マニサ] 東洋インキアメリカ合同会社 [アメリカ・イリノイ] 三永インキペイント製造株式会社 [韓国・京畿道]

(注) 本社は、京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業に伴い、平成25年5月より仮移転しておりましたが、同再開発事業が完了したため、上記に竣工した再開発棟（建物名称：京橋エドグラン）に平成28年12月付で移転しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	8,021名	95名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	432名	26名減	42.6歳	17.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,129
株式会社みずほ銀行	14,551
三井住友信託銀行株式会社	2,984
株式会社山形銀行	2,700
株式会社七十七銀行	2,200
株式会社八十二銀行	1,800
株式会社福岡銀行	1,700
株式会社肥後銀行	1,400

(注) 借入金残高には、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする、シンジケートローン方式による長期借入金438億円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
(2) 発行済株式の総数 291,945,083株 (自己株式11,163,641株を除く。)
(3) 株主数 12,843名
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
凸版印刷株式会社	68,234	23.37
サカティンクス株式会社	11,676	4.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,959	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,548	2.93
株式会社日本触媒	8,306	2.85
全国共済農業協同組合連合会	7,865	2.69
東洋インキグループ社員持株会	6,705	2.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,366	1.84
株式会社みずほ銀行	5,365	1.84
東洋インキ取引先持株会	4,267	1.46

(注) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 保有人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第1回新株予約権 (平成27年7月17日)	取締役 11名	普通株式 35,000株	35個	1個当たり 423,000円	1株当たり 1円	平成27年8月4日から 平成37年8月3日まで
第2回新株予約権 (平成28年7月25日)	取締役 11名	普通株式 65,000株	65個	1個当たり 352,000円	1株当たり 1円	平成28年8月10日から 平成38年8月9日まで

(注) 1. 当社社外取締役については、新株予約権を交付されておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、執行役員及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員及び当社完全子会社の取締役を兼務する当社の顧問に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 交付人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第2回新株予約権 (平成28年7月25日)	執行役員 22名 顧問 7名	普通株式 96,000株	96個	1個当たり 352,000円	1株当たり 1円	平成28年8月10日から 平成38年8月9日まで

(注) 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、執行役員及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐久間 國雄	取締役会長	凸版印刷株式会社 社外取締役 トッパン・フォームズ株式会社 監査役
北川 克己	代表取締役社長（グループCEO）	
山崎 克己	専務取締役	東洋インキ株式会社 代表取締役社長
青山 裕也	専務取締役（人事・財務・総務・広報・監査室担当）	
宮崎 修次	常務取締役	トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長
高島 悟	常務取締役	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長
足立 直樹	取締役	凸版印刷株式会社 代表取締役会長 第一三共株式会社 社外取締役
甘利 公人	取締役	上智大学 法学部教授
木村 恵子	取締役	安西法律事務所 弁護士
東 慎一	取締役（品質保証・生産・環境、調達、企画原価担当）	
平川 利昭	取締役（グループ財務部長）	
井出 和彦	取締役（技術・研究・開発、法務担当）	
濱田 弘之	取締役（グループ経営部長）	
中野 和人	取締役（生産・物流本部長）	
住山 政弘	常勤監査役	
菅野 隆	常勤監査役	
大湊 満	常勤監査役	
降矢 祥博	監査役	凸版印刷株式会社 取締役副社長
池上 重輔	監査役	早稲田大学 大学院経営管理研究科准教授

- (注) 1. 取締役足立直樹氏、甘利公人氏及び木村恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大湊満氏、監査役降矢祥博氏及び池上重輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役甘利公人氏及び取締役木村恵子氏、監査役池上重輔氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 当事業年度中における取締役の異動（平成28年6月29日）

就任	取締役	濱田 弘之
	取締役	中野 和人
	取締役	木村 恵子
退任	取締役	安池 円
	取締役	境 裕憲
5. 当事業年度中における役付取締役の異動（平成28年6月29日）

高島 悟	(新) 常務取締役	(旧) 取締役
------	-----------	---------
6. 責任限定契約の内容の概要
 当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (3名)	421百万円 (25百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	78百万円 (29百万円)
合計	21名	499百万円

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、平成28年6月29日開催の定時株主総会の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額6億円以内と決議頂いております。また、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、当該報酬限度枠内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議頂いており、その額は年額60百万円以内であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。
4. 上記報酬等の額には、平成28年7月25日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして社外取締役を除く取締役11名に付与した新株予約権22百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 足立 直樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を23.37%（自己株式 11,163,641株を除く）保有しております。

また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。その他の重要な兼職先と当社との関係につきましては、該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は18回開催のうち16回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

② 取締役 甘利 公人

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は18回開催のうち16回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 取締役 木村 恵子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は14回開催のうち13回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(注) 取締役木村恵子氏は、平成28年6月29日開催の第178回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

④ 常勤監査役 大湊 満

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は18回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

⑤ 監査役 降矢 祥博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 取締役副社長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を23.37%（自己株式 11,163,641株を除く）保有しております。また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は18回開催のうち16回出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

⑥ 監査役 池上 重輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は18回開催のうち16回出席し、また監査役会は13回開催のうち12回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	60百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠について過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、T I P P S 株式会社、東洋インキインド株式会社、天津東洋油墨有限公司、トーヨーケムスペースリテイケミカル株式会社、上海東洋油墨制造有限公司、東洋インキブラジル有限公司、東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社、台湾東洋先端科技股份有限公司、珠海東洋科美化学有限公司、東洋インキ（泰国）株式会社、東洋油墨亞洲有限公司、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、東洋インキコンパウンズ株式会社、江門東洋油墨有限公司、三永インキペイント製造株式会社、東洋プリンティングインクス株式会社、東洋インキヨーロッパ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制及び職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の株主総会へ提出する議案の内容を決定します。

監査役会の決定内容の通知を受けた取締役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「内部統制システムの基本方針」として、取締役会で決議した事項は次のとおりであります（平成27年4月9日の取締役会にて決議）。

＜内部統制システムの基本方針＞

2011年4月に持株会社体制へ移行した当社は、経営理念である「世界にひろがる生活文化創造企業」を目指すことをグループで共有し、グループ連峰経営により2017年3月期に向けて目指す姿「SCC2017」(Specialty Chemical maker Challenge)を達成すべく企業活動を推進している。

そして2014年度から2016年度の3ヵ年計画「SCC-Ⅲ」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々と共に多彩な生活文化を創造する企業グループ」を目指している。

そのためには、ステークホルダーと同じ視点で自身の企業活動を評価し、経済、社会、人、環境においてバランスの取れた経営を遂行することこそが、企業としての有形、無形の価値を形成し、社会的責任（CSR）を果たすための最重要課題として位置付けている。

当企業グループは、これらの達成にむけて、企業の活動を適正かつ効率的に遂行していくために内部統制システムの整備・充実を図り、かつ運用していくことに注力し、経営哲学、経営理念、行動指針からなる経営理念体系の実践を図っていく。

① 業務執行に関する体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なとき閲覧できる。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR統括委員会のもとにリスクマネジメント（RM）部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組み入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会直轄の活動体における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、よき企業市民として、経営理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の分科組織のコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス（社内外通報窓口）を通じて、法令及びグループの行動規範である東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる経営理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のもとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記①3) のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的で開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等により構成する会議を定期的で開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。

② 監査に関する体制

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記②1)の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

3) 取締役、使用人が監査役会に報告をするための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制ならびに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実
- ・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

- 4) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

- 5) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

- ③ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を18回開催し、当社及びグループ全体の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行った。また、当事業年度においてグループの経営課題及び事業戦略について討議・決定するための会議（グループ経営会議）を21回開催し、当社及びグループ全体の業務執行上の重要な意思決定を行った。

② リスク管理体制について

会社・部門毎に設定したリスク課題を確認・評価するとともに、リスクマネジメント部会直轄の活動体（コミッティ）におけるグループ全体のリスク対策の立案・対応状況を確認・評価するため、当事業年度においてリスクマネジメント部会を3回開催した。なお、当該部会には常勤監査役が出席し、情報の共有を図った。

③ コンプライアンス体制について

常勤監査役をオブザーバーとするコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンスリーダー会議を開催するほか、コンプライアンス強化月間としてグループ内各拠点でコンプライアンス意識の向上を図った。また、社外講師を招いた講習会を開催するほか、新入社員コンプライアンス説明会、新任管理者研修など各階層・職務にあわせたコンプライアンス教育を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めた。

④ グループ管理体制について

関係会社管理規程に基づき、グループ各社における重要事項の執行について、稟議書及びグループ経営会議等の会議体において適宜報告を受けた。また、上記②のリスク管理体制及び③のコンプライアンス体制をグループ会社に適用させるとともに、当事業年度において法務部会を3回開催した。なお、当該部会には常勤監査役がオブザーバーとして出席した。

グループ監査室は当社及びグループ会社の監査を定期的実施し、監査役はグループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催した。

⑤ 監査役の職務執行について

代表取締役・取締役及び執行役員と定期的に意見交換を行ったほか、三様監査の連携強化のために常勤監査役と会計監査人の意見交換にグループ監査室長を加えた。また、監査結果報告会は四半期毎に開催したほか、常勤監査役とグループ監査室との情報交換会を10回開催し、監査の実施状況について相互に報告を受けるとともに監査の協働を行っている。なお、監査役会の職務を補助する使用人として兼任の監査役スタッフを1名配置している。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は経営理念として「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」ことを掲げ、持株会社（ホールディングカンパニー）体制のもと、グループ連峰経営による企業活動を行っており、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという大規模買付行為に対しては、当社は一概にこれを否定するものではなく、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かについては、最終的に株主の判断に委ねるべきものと考えております。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、平成29年（2017年）3月期に向けて目指す姿「SCC2017」(Specialty Chemical maker Challenge) を策定しております。

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画「SCC-I」ではリーマン・ショックへの対応として収益基盤強化を、平成23年度から平成25年度の3ヵ年計画「SCC-II」では東日本大震災の影響からの復興として成長戦略を推進してまいりました。そして平成26年度から平成28年度までの3ヵ年計画「SCC-III」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、SCC-I、SCC-IIでの基盤整備と成長戦略を着実に結実させ、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々と共に多彩な生活文化を創造する企業グループ」を目指してまいります。このような中長期的な取組みにおいて、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進めるとともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任（CSR）を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 本施策導入の目的について

特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（当社取締役会が予め同意したものを除き、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(ii) 本施策の内容について

A. 大規模買付ルール概要

- (a) 取締役会に対する情報提供
- (b) 取締役会における検討及び評価
- (c) 独立委員会の設置

B. 大規模買付対抗措置

一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができます。

C. 本施策の有効期間等

本施策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとなっております。また、当社株主総会又は当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されます。

D. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成26年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(i) 基本方針の実現に資する取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）の概要について

A. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議若しくは交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

B. 当社は、以下の理由から、本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的
- (b) 事前開示
- (c) 株主意思の反映
- (d) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保
- (e) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- (f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 本施策の有効期間は、平成29年6月29日開催予定の第179回定時株主総会終結時までとなっておりますので、当社定款第20条の定めに基づき、当該定時株主総会において、本施策の更新を株主の皆様にお諮りいたします。

~~~~~  
(注) 事業報告の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>        |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>181,955</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>95,949</b>  |
| 現金及び預金          | 44,903         | 支払手形及び買掛金            | 49,320         |
| 受取手形及び売掛金       | 89,049         | 短期借入金                | 29,364         |
| 有価証券            | 116            | 未払法人税等               | 3,088          |
| 商品及び製品          | 27,562         | その他                  | 14,175         |
| 仕掛品             | 1,312          |                      |                |
| 原材料及び貯蔵品        | 14,337         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>49,573</b>  |
| 繰延税金資産          | 1,908          | 長期借入金                | 33,262         |
| その他             | 3,852          | 繰延税金負債               | 10,884         |
| 貸倒引当金           | △1,086         | 環境対策引当金              | 2,504          |
|                 |                | 退職給付に係る負債            | 1,865          |
|                 |                | 資産除去債務               | 29             |
|                 |                | その他                  | 1,027          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>183,259</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>145,523</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>101,806</b> | <b>(純資産の部)</b>       |                |
| 建物及び構築物         | 40,708         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>192,775</b> |
| 機械装置及び運搬具       | 25,453         | 資本金                  | 31,733         |
| 工具、器具及び備品       | 2,837          | 資本剰余金                | 32,918         |
| 土地              | 30,003         | 利益剰余金                | 133,116        |
| リース資産           | 196            | 自己株式                 | △4,992         |
| 建設仮勘定           | 2,607          |                      |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,487</b>   | その他の包括利益累計額          | 20,488         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>76,964</b>  | その他有価証券評価差額金         | 17,726         |
| 投資有価証券          | 66,718         | 為替換算調整勘定             | 1,107          |
| 退職給付に係る資産       | 5,927          | 退職給付に係る調整累計額         | 1,653          |
| 繰延税金資産          | 833            | <b>新株予約権</b>         | <b>95</b>      |
| その他             | 3,904          | 非支配株主持分              | 6,332          |
| 貸倒引当金           | △419           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>219,691</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>365,214</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>365,214</b> |



## 連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額    |               |
|------------------------------|--------|---------------|
| 売 上 高                        |        | 268,484       |
| 売 上 原 価                      |        | 203,093       |
| <b>売 上 総 利 益</b>             |        | <b>65,390</b> |
| 販売費及び一般管理費                   |        | 46,167        |
| <b>営 業 利 益</b>               |        | <b>19,222</b> |
| 営 業 外 収 益                    |        |               |
| 受 取 利 息                      | 191    |               |
| 受 取 配 当 金                    | 1,094  |               |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益          | 43     |               |
| そ の 他                        | 467    | 1,796         |
| 営 業 外 費 用                    |        |               |
| 支 払 利 息                      | 892    |               |
| 為 替 差 損                      | 385    |               |
| そ の 他                        | 484    | 1,761         |
| <b>経 常 利 益</b>               |        | <b>19,257</b> |
| 特 別 利 益                      |        |               |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 67     |               |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益            | 2,637  |               |
| そ の 他                        | 155    | 2,860         |
| 特 別 損 失                      |        |               |
| 固 定 資 産 除 売 却 損              | 322    |               |
| 減 損 損 失                      | 375    |               |
| の れ ん 償 却 額                  | 650    |               |
| 環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額          | 2,950  |               |
| そ の 他                        | 596    | 4,895         |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>17,222</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 5,346  |               |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △1,355 | 3,990         |
| <b>当 期 純 利 益</b>             |        | <b>13,231</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益              |        | 544           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |        | 12,687        |

## 連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                      | 株主資本   |        |         |        |         |
|----------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
|                      | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当期首残高                | 31,733 | 32,926 | 125,084 | △1,771 | 187,972 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |        |        | 97      |        | 97      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 31,733 | 32,926 | 125,182 | △1,771 | 188,069 |
| 当期変動額                |        |        |         |        |         |
| 剰余金の配当               |        |        | △4,753  |        | △4,753  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |        |        | 12,687  |        | 12,687  |
| 自己株式の取得              |        |        |         | △3,221 | △3,221  |
| 自己株式の処分              |        | 0      |         | 0      | 0       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |        | △7     |         |        | △7      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  |        |        |         |        |         |
| 当期変動額合計              | —      | △7     | 7,934   | △3,220 | 4,705   |
| 当期末残高                | 31,733 | 32,918 | 133,116 | △4,992 | 192,775 |

(単位：百万円)

|                      | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|---------|---------|
|                      | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |         |         |
| 当期首残高                | 12,610               | 5,724        | 1,781                | 20,115                | 38    | 6,546   | 214,673 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |                      |              |                      |                       |       |         | 97      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 12,610               | 5,724        | 1,781                | 20,115                | 38    | 6,546   | 214,770 |
| 当期変動額                |                      |              |                      |                       |       |         |         |
| 剰余金の配当               |                      |              |                      |                       |       |         | △4,753  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |                      |              |                      |                       |       |         | 12,687  |
| 自己株式の取得              |                      |              |                      |                       |       |         | △3,221  |
| 自己株式の処分              |                      |              |                      |                       |       |         | 0       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |                      |              |                      |                       |       | 7       | —       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | 5,116                | △4,617       | △127                 | 372                   | 56    | △221    | 207     |
| 当期変動額合計              | 5,116                | △4,617       | △127                 | 372                   | 56    | △213    | 4,920   |
| 当期末残高                | 17,726               | 1,107        | 1,653                | 20,488                | 95    | 6,332   | 219,691 |

## 貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>24,409</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>21,543</b>  |
| 現金及び預入金         | 16,726         | 支払手形            | 71             |
| 営業未収入           | 1,050          | 短期借入金           | 6,052          |
| 有価証券            | 2              | 1年内返済予定の長期借入金   | 12,000         |
| 貯蔵品             | 6              | 未払金             | 1,216          |
| 前払費用            | 473            | 未払法人税等          | 620            |
| 短期貸付            | 4,176          | 前払法受人           | 1,426          |
| 繰延税金            | 284            | 前受り             | 13             |
| その他             | 1,689          | 前受の             | 140            |
|                 |                | その他             | 1              |
|                 |                |                 | 0              |
| <b>固定資産</b>     | <b>221,440</b> | <b>固定負債</b>     | <b>49,785</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,260</b>  | 長期借入金           | 39,407         |
| 建物              | 6,466          | 繰延税金負債          | 10,156         |
| 構築物             | 242            | 関係会社整理損失引当金     | 212            |
| 機械及び装置          | 663            | 環境対策引当金         | 3              |
| 車両運搬具           | 30             | 長期預り保証金         | 4              |
| 工具、器具及び備品       | 601            |                 |                |
| 土地              | 10,257         | <b>負債合計</b>     | <b>71,328</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,083</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| ソフトウェア          | 1,725          | <b>株主資本</b>     | <b>156,946</b> |
| その他             | 357            | <b>資本金</b>      | <b>31,733</b>  |
|                 |                | <b>資本剰余金</b>    | <b>32,920</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>201,096</b> | 資本準備金           | 32,920         |
| 投資有価証券          | 41,192         | その他資本剰余金        | 0              |
| 関係会社株           | 113,951        | <b>利益剰余金</b>    | <b>97,285</b>  |
| 出資              | 6              | 利益準備金           | 5,206          |
| 長期貸付            | 41,892         | その他利益剰余金        | 92,078         |
| 破産更生債権          | 3,367          | 固定資産圧縮積立金       | 5,429          |
| 長期前払費用          | 0              | 別途積立金           | 46,314         |
| 前払年金            | 3,543          | 繰越利益剰余金         | 40,334         |
| その他             | 509            | <b>自己株式</b>     | <b>△4,992</b>  |
| 貸倒引当金           | △3,367         | <b>評価・換算差額等</b> | <b>17,480</b>  |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 17,480         |
|                 |                | <b>新株予約権</b>    | <b>95</b>      |
| <b>資産合計</b>     | <b>245,850</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>174,521</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>245,850</b> |

# 損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |               |
|-----------------|-------|---------------|
| 営業収益            |       |               |
| 関係会社受取配当金       | 7,688 |               |
| 業務受託料           | 6,812 |               |
| 経営指導料           | 3,428 |               |
| 資産賃貸料           | 920   |               |
| その他             | 165   | 19,016        |
| 営業費用            |       | 9,967         |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>9,048</b>  |
| 営業外収益           |       |               |
| 受取利息            | 374   |               |
| 受取配当金           | 1,081 |               |
| その他             | 27    | 1,483         |
| 営業外費用           |       |               |
| 支払利息            | 429   |               |
| その他             | 13    | 443           |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>10,088</b> |
| 特別利益            |       |               |
| 投資有価証券売却益       | 2,637 | 2,637         |
| 特別損失            |       |               |
| 固定資産除売却損        | 47    |               |
| 関係会社株式評価損       | 1,093 |               |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    | 296   |               |
| 関係会社整理損失引当金繰入額  | 212   |               |
| その他             | 183   | 1,834         |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>10,891</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 738   |               |
| 法人税等調整額         | △485  | 252           |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>10,638</b> |

## 株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |           |               |        |         |        |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-----------|---------------|--------|---------|--------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益準備金     | 利益剰余金         |        |         |        |         |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |           | その他利益剰余金      |        |         |        | 利益剰余金合計 |
|                     |        |        |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 |        |         |
| 当期首残高               | 31,733 | 32,920 | 0        | 32,920  | 5,206     | 3,414         | 2,105  | 46,314  | 34,346 | 91,387  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |        |        |          |         |           |               |        |         | 12     | 12      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 31,733 | 32,920 | 0        | 32,920  | 5,206     | 3,414         | 2,105  | 46,314  | 34,358 | 91,399  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |           |               |        |         |        |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |           |               |        |         | △4,753 | △4,753  |
| 固定資産圧縮積立金の積立        |        |        |          |         |           | 2,112         |        |         | △2,112 | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |        |        |          |         |           | △96           |        |         | 96     | -       |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩    |        |        |          |         |           |               | △2,105 |         | 2,105  | -       |
| 当期純利益               |        |        |          |         |           |               |        |         | 10,638 | 10,638  |
| 自己株式の取得             |        |        |          |         |           |               |        |         |        |         |
| 自己株式の処分             |        |        | 0        | 0       |           |               |        |         |        |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |        |        |          |         |           |               |        |         |        |         |
| 当期変動額合計             | -      | -      | 0        | 0       | -         | 2,015         | △2,105 | -       | 5,975  | 5,885   |
| 当期末残高               | 31,733 | 32,920 | 0        | 32,920  | 5,206     | 5,429         | -      | 46,314  | 40,334 | 97,285  |

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |         | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|--------|---------|----------------------|----------------|-------|---------|
|                     | 自己株式   | 株主資本合計  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当期首残高               | △1,771 | 154,268 | 12,309               | 12,309         | 38    | 166,617 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |        | 12      |                      |                |       | 12      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △1,771 | 154,281 | 12,309               | 12,309         | 38    | 166,630 |
| 当期変動額               |        |         |                      |                |       |         |
| 剰余金の配当              |        | △4,753  |                      |                |       | △4,753  |
| 固定資産圧縮積立金の積立        |        | -       |                      |                |       | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |        | -       |                      |                |       | -       |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩    |        | -       |                      |                |       | -       |
| 当期純利益               |        | 10,638  |                      |                |       | 10,638  |
| 自己株式の取得             | △3,221 | △3,221  |                      |                |       | △3,221  |
| 自己株式の処分             | 0      | 0       |                      |                |       | 0       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |         | 5,170                | 5,170          | 56    | 5,227   |
| 当期変動額合計             | △3,220 | 2,664   | 5,170                | 5,170          | 56    | 7,891   |
| 当期末残高               | △4,992 | 156,946 | 17,480               | 17,480         | 95    | 174,521 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

東洋インキSCホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

東洋インキSCホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第179期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 住山政弘 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 菅野隆  | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 大湊満  | Ⓔ |
| 監査役   | 降矢祥博 | Ⓔ |
| 監査役   | 池上重輔 | Ⓔ |

(注) 常勤監査役大湊満、監査役降矢祥博及び池上重輔は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

## 議案および参考事項

---

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、長期的に持続可能な経営基盤の確保に努めながら、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針を踏まえたうえで、当期の業績および経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額2,335,560,664円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社および当社子会社の事業の拡大および今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。

(2) 当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、東洋インキグループが「世界に役立つサイエンスカンパニー」として、グローバルな事業の一体運営の推進、さらには経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更を行うものであります。これに伴い、現行定款第13条（招集）、第15条（定時株主総会の基準日）、第43条（事業年度）、第44条（剰余金の配当の基準日）および第45条（中間配当）について所要の変更を行うものであります。

なお、事業年度の変更に伴い、第180期事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社はつぎの事業を営むこと、ならびにつぎの事業を営む会社（外国会社を含む）および組合の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～4. （記載省略）</p> <p>5. <u>医薬品、医薬部外品および医療用器具の製造、販売</u></p> <p>6. ～23. （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>②（記載省略）</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>②（記載省略）</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>1. ～4. （現行どおり）</p> <p>5. <u>医薬品、医薬部外品、医療機器および化粧品</u>の製造、製造販売、販売</p> <p>6. ～23. （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年<u>3月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>②（現行どおり）</p> |

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>(第180期の事業年度の期間)</p> <p>第1条 第43条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から始まる第180期事業年度は同年12月31日までの9ヶ月間とする。</p> <p>(第180期事業年度の中間配当の基準日)</p> <p>第2条 第45条の規定にかかわらず、第180期事業年度の中間配当の基準日は、平成29年9月30日とする。</p> <p>(附則の有効期限)</p> <p>第3条 前二条および本条は、第180期事業年度終了後これを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（14名）が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><b>再任</b></p> <p>佐久間 國雄<br/>(昭和19年8月21日生)</p> | <p>昭和43年4月 当社入社</p> <p>平成6年6月 当社取締役</p> <p>平成9年6月 当社常務取締役</p> <p>平成12年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成15年6月 トップラン・フォームズ株式会社社外監査役</p> <p>平成18年6月 凸版印刷株式会社社外監査役</p> <p>平成22年6月 同社社外取締役（現在に至る）</p> <p>平成23年4月 当社代表取締役会長</p> <p>平成27年6月 当社取締役会長（現在に至る）</p> <p>平成28年6月 トップラン・フォームズ株式会社監査役（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>凸版印刷株式会社 社外取締役</p> <p>トップラン・フォームズ株式会社 監査役</p> | 252,100株   |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐久間國雄氏は、平成12年に当社代表取締役に就任以降、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担うほか、当社グループ関連業界団体の会長職を務めるなど、当社グループのみならず当社グループ関連業界全体の更なる発展に貢献しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>         |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><b>再任</b></p> <p>北川 克己<br/>(昭和28年9月26日生)</p>  | <p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成12年5月 当社社長室長</p> <p>平成14年3月 当社ケミカル事業本部高分子事業統括部川越製造所長</p> <p>平成16年3月 当社色材事業本部副本部長兼着色事業部長</p> <p>平成16年6月 当社執行役員</p> <p>平成17年6月 当社取締役</p> <p>平成20年6月 当社常務執行役員</p> <p>平成21年4月 当社取締役副社長</p> <p>平成21年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>平成23年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）</p> <p>平成26年4月 当社グループCEO（現在に至る）</p>                                                | 122,000株   |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>北川克己氏は、平成23年に当社代表取締役に就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担い、また、平成26年からはグループCEOとして当社グループ全体の業務執行と監督機能についても担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくとともに、当社グループの企業価値向上を牽引していただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴、地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                       | <p><b>再任</b></p> <p>やま ざき かつ み<br/>山 崎 克 己<br/>(昭和28年2月28日生)</p> | <p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成15年9月 当社カスタマー・ネットワーク本部凸版事業部長</p> <p>平成16年6月 当社執行役員</p> <p>平成19年6月 当社取締役</p> <p>平成20年6月 当社常務執行役員</p> <p>平成20年6月 当社印刷・情報事業本部長</p> <p>平成21年4月 当社専務執行役員</p> <p>平成23年4月 東洋インキ株式会社代表取締役社長（現在に至る）</p> <p>平成24年6月 当社常務取締役</p> <p>平成27年6月 当社専務取締役（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>東洋インキ株式会社 代表取締役社長</p> | 69,000株        |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>山崎克己氏は、主に印刷インキ事業の営業・企画部門の要職を経て、平成19年に当社取締役に就任以降、パッケージ関連事業、印刷・情報関連事業の分野および経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |
| 4                                                                                                                                                                                                                                       | <p><b>再任</b></p> <p>あお やま ひろ や<br/>青 山 裕 也<br/>(昭和31年4月2日生)</p>  | <p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成13年2月 当社人事部長</p> <p>平成19年6月 当社執行役員</p> <p>平成21年6月 当社取締役</p> <p>平成23年7月 当社人事・財務・総務・広報・監査室担当（現在に至る）</p> <p>平成25年6月 当社常務取締役</p> <p>平成27年6月 当社専務取締役（現在に至る）</p>                                                                                                                                     | 48,000株        |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>青山裕也氏は、主に人事部門の要職を経て、平成21年に当社取締役に就任以降、人事戦略および財務戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                              |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | <p><b>再任</b><br/>みやざき しゅうじ<br/>宮崎 修次<br/>(昭和30年5月26日生)</p>                                                                                                                                                                | <p>昭和55年4月 当社入社<br/>平成18年6月 当社技術・研究・開発本部長<br/>平成18年6月 当社執行役員<br/>平成20年6月 当社取締役<br/>平成24年4月 トーヨーカラー株式会社代表取締役社長<br/>平成26年4月 当社技術・研究・開発、法務担当<br/>平成27年6月 当社常務取締役（現在に至る）<br/>平成27年6月 当社品質保証・生産・環境、調達、企画原価担当<br/>平成28年6月 トーヨーカラー株式会社代表取締役社長（現在に至る）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長</p> | 40,000株    |
|       | <p>取締役候補者とした理由<br/>宮崎修次氏は、主に技術・研究・開発部門の要職を経て平成20年に当社取締役に就任以降、技術・研究・開発および生産管理分野、また経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |
| 6     | <p><b>再任</b><br/>たか しま さとる<br/>高島 悟<br/>(昭和35年4月18日生)</p>                                                                                                                                                                 | <p>昭和59年4月 当社入社<br/>平成23年4月 当社社長室長<br/>平成24年6月 当社執行役員<br/>平成25年6月 当社取締役<br/>平成26年4月 トーヨーケム株式会社代表取締役社長（現在に至る）<br/>平成28年6月 当社常務取締役（現在に至る）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>トーヨーケム株式会社 代表取締役社長</p>                                                                                                        | 36,331株    |
|       | <p>取締役候補者とした理由<br/>高島悟氏は、主に経営企画部門の要職を経て、平成25年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                                              | 略歴、地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>再任</b>   <b>社外</b></p> <p>あ だち なお き<br/>定 立 直 樹<br/>(昭和14年2月23日生)</p>               | <p>昭和37年4月 凸版印刷株式会社入社<br/>平成5年6月 同社取締役<br/>平成7年6月 同社常務取締役<br/>平成9年6月 同社専務取締役<br/>平成10年6月 同社代表取締役副社長<br/>平成12年6月 同社代表取締役社長<br/>平成20年6月 当社社外取締役 (現在に至る)<br/>平成22年6月 凸版印刷株式会社代表取締役会長 (現在に至る)<br/>平成27年6月 第一三共株式会社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>凸版印刷株式会社 代表取締役会長<br/>第一三共株式会社 社外取締役</p> | 54,000株        |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>定立直樹氏は、当社が定める独立性基準に準拠せず、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員には指定していませんが、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有し、平成20年に当社取締役に就任以降、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただいております。同氏の助言、指導が取締役会における議論の活性化につながっております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>再任</b>   <b>社外</b>   <b>独立</b></p> <p>あ ま り き み と<br/>甘 利 公 人<br/>(昭和28年8月25日生)</p> | <p>平成4年4月 熊本大学法学部教授<br/>平成9年4月 上智大学法学部教授 (現在に至る)<br/>平成25年4月 東京弁護士会登録 (現在に至る)<br/>平成25年6月 当社社外監査役<br/>平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>上智大学 法学部教授</p>                                                                                                                        | 6,000株         |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>甘利公人氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と弁護士資格を有する法学者としての高い識見を有しており、また、過去における当社監査役としての経験も踏まえ、平成27年に当社取締役に就任以降、公正な立場で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>                                           |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>再任</b>   <b>社外</b>   <b>独立</b></p> <p>き む ら けい こ<br/>木 村 恵 子<br/>(昭和34年10月13日生)</p> | <p>昭和55年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br/>平成元年10月 シティバンク、エヌ・エイ入行<br/>平成14年10月 第一東京弁護士会登録 (現在に至る)<br/>平成14年10月 安西・外井法律事務所(現安西法律事務所)入所(現在に至る)<br/>平成28年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>安西法律事務所 弁護士</p>                                                                                            | 0株             |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>木村恵子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、平成28年に当社取締役に就任以降、公正な立場で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>                                                                                |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 10    | <p><b>再任</b></p> <p>あずま しん いち<br/>東 慎 一<br/>(昭和31年4月8日生)</p>                                                                                                                                                           | <p>昭和56年4月 当社入社</p> <p>平成19年3月 当社高分子事業本部川越製造所長</p> <p>平成19年6月 当社執行役員</p> <p>平成24年4月 当社生産・物流・調達本部長</p> <p>平成25年6月 当社取締役（現在に至る）</p> <p>平成26年7月 当社生産・物流本部長</p> <p>平成28年6月 当社品質保証・生産・環境、調達、企画原価担当（現在に至る）</p>         | 38,000株    |
|       | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>東慎一氏は、主に生産管理部門の要職を経て、平成25年に当社取締役に就任以降、生産管理やサプライチェーン・マネジメント分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 11    | <p><b>再任</b></p> <p>ひら かわ とし あき<br/>平 川 利 昭<br/>(昭和33年9月13日生)</p>                                                                                                                                                      | <p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成17年9月 当社財務部長</p> <p>平成22年6月 当社執行役員</p> <p>平成23年4月 当社グループ財務部長（現在に至る）</p> <p>平成25年6月 当社取締役（現在に至る）</p>                                                                                     | 36,000株    |
|       | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>平川利昭氏は、主に財務経理部門の要職を経て、平成25年に当社取締役に就任以降、財務・会計分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>               |                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 12    | <p><b>再任</b></p> <p>い で かず ひこ<br/>井 出 和 彦<br/>(昭和36年2月23日生)</p>                                                                                                                                                        | <p>昭和61年4月 当社入社</p> <p>平成15年3月 当社技術・研究・開発本部ポリマー研究所長</p> <p>平成23年4月 当社ポリマー・塗加工技術統括部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員</p> <p>平成26年4月 当社グループテクノロジーセンター長</p> <p>平成27年6月 当社取締役（現在に至る）</p> <p>平成27年6月 当社技術・研究・開発、法務担当（現在に至る）</p> | 41,529株    |
|       | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>井出和彦氏は、主に技術・研究・開発部門の要職を経て、平成27年に当社取締役に就任以降、技術・研究・開発分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>        |                                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴、地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 13                                                                                                                                                                                                            | <p><b>再任</b></p> <p>はま だ ひろ ゆき<br/>濱 田 弘 之<br/>(昭和33年7月19日生)</p> | 昭和56年4月 当社入社<br>平成17年9月 当社経営管理部長<br>平成20年7月 当社国際事業本部企画管理室長<br>平成24年7月 東洋インキヨーロッパ株式会社代表取締役社長<br>平成25年6月 当社執行役員<br>平成27年6月 当社常務執行役員<br>平成28年6月 当社取締役（現在に至る）<br>平成28年6月 当社グループ経営部長（現在に至る） | 21,116株    |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>濱田弘之氏は、主に経営管理部門や海外関係会社での要職を経て、平成28年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                  |                                                                                                                                                                                        |            |
| 14                                                                                                                                                                                                            | <p><b>再任</b></p> <p>なか の かず ひと<br/>中 野 和 人<br/>(昭和32年2月22日生)</p> | 昭和55年4月 当社入社<br>平成16年12月 T.I.P.P.（マレーシア）株式会社取締役社長<br>平成21年4月 ライオケム株式会社取締役社長<br>平成25年9月 トーヨーケム株式会社川越製造所長<br>平成26年6月 当社執行役員<br>平成28年6月 当社取締役（現在に至る）<br>平成28年6月 当社生産・物流本部長（現在に至る）         | 12,209株    |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>中野和人氏は、主に海外関係会社や生産管理部門での要職を経て、平成28年に当社取締役就任以降、生産管理分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>    |                                                                  |                                                                                                                                                                                        |            |

- (注) 1. 取締役候補者のうち、足立直樹氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社の子会社と同社との間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 足立直樹氏、甘利公人氏および木村恵子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 足立直樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年であり、甘利公人氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、木村恵子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、足立直樹氏、甘利公人氏および木村恵子氏の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、足立直樹氏、甘利公人氏および木村恵子氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
6. 当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき甘利公人氏および木村恵子氏を独立役員として届け出ております。また、両氏は当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。両氏の再任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役菅野隆氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位<br>および重要な兼職の状況                                                                                             | 所有する当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>新任</b><br>いしかわ たかし<br><b>石川 隆</b><br>(昭和32年3月17日生)                                                                                                                                                        | 昭和55年4月 当社入社<br>平成19年9月 当社監査室長<br>平成22年6月 当社執行役員(現在に至る)<br>平成26年4月 当社グループ企画原価推進室長<br>平成27年4月 当社グループ標準管理部長(現在に至る) | 36,000株        |
| 監査役候補者とした理由<br>石川隆氏は、主に財務経理およびシステム業務に従事していたことから財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、内部監査部門の要職を経て平成22年に当社執行役員に就任以降、経営管理分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行してまいりました。今後はこれらの分野に関する知見を活かして当社の業務執行を適正に監査いただくことを期待し、監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                  |                |

(注) 監査役候補者と当社および当社子会社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考)

### 社外役員の独立性に関する基準

当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外取締役または社外監査役（以下総称して「社外役員」という）については、独立役員と認定しない。

- (1) 当社および当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という）の業務執行者<sup>注1</sup>
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者<sup>注2</sup>またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先<sup>注3</sup>またはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主<sup>注4</sup>またはその重要な子会社<sup>注5</sup>の業務執行者
- (5) 当社グループから多額の寄付を受けている者<sup>注6</sup>またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家<sup>注7</sup>（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- (7) 当社グループの会計監査人監査を行なう公認会計士、監査法人の社員、パートナーまたは従業員
- (8) 上記（6）または（7）に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム<sup>注8</sup>の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (9) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (10) 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- (11) その就任の前10年間ににおいて（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間ににおいて）上記（1）に該当していた者
- (12) 最近3事業年度のいずれかにおいて、上記（2）、（3）に該当していた者
- (13) 最近3年間ににおいて、上記（4）から（8）に該当していた者（ただし、（7）については当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）に限る）
- (14) 下記に掲げる者の近親者<sup>注9</sup>
  - a. 当社グループの重要な業務執行者<sup>注10</sup>
  - b. 最近5年間ににおいて、上記aに該当していた者

- c. 上記(2)から(10)までに掲げる者(ただし、(2)から(5)および(9)、(10)までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、(6)の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の場合は専門的な資格を有する者、(7)の「監査法人の社員、パートナーまたは従業員」においては重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る)
- d. 最近3年間において、上記cに該当していた者

- 
- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の2%以上である者
  - ② 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の2%以上である者
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%以上である者
  - ② 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
  - ③ 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則120条1項7号)等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。
6. 「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている者をいう。
7. 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円超の財産上の利益を得ている者をいう。
8. 「当社グループを主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。
9. 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
10. 「重要な業務執行者」とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役員または部長クラスの者等、重要な業務を執行する者をいう。

## 第5号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の第170回定時株主総会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策を導入し、その後、平成23年6月29日開催の第173回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の第176回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現施策」といいます。）、現施策の有効期間は、平成29年6月29日開催予定の第179回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上するための方策としての現施策の継続の是非や内容について更なる検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果として、本年5月12日開催の当社取締役会において、株主総会の決議による株主の皆様のご承認を条件に、現施策を一部見直したうえ継続する内容の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本施策」といいます。）を採用し、併せて本施策導入（本施策への更新）に関する承認議案を本株主総会に提出することを、取締役全員の賛成により、後記のとおり決議しました。

つきましては、本施策導入（本施策への更新）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。現施策からの主な変更内容は次のとおりです。

- ・ 独立委員会の委員について、別紙2のとおり、委員3名のうち1名を変更しました（青山正明氏に代わって、雛形要松氏が独立委員会の委員に就任予定です。）。
- ・ 文言等の形式面その他の所要の修正を行いました。

## 記

### 第1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の前身である「小林インキ店」は、明治29年（1896年）に創業いたしました。その後、明治40年（1907年）に「東洋インキ製造株式会社」となり、平成23年4月1日には次なる100年に向けて持株会社（ホールディングカンパニー）体制へと移行し、「東洋インキSCホールディングス株式会社」としてグループ全体の企業価値向上に取り組んでおります。

創業以来、当社は、お客様や株主の皆様、取引先、地域社会の方々など、多くのステークホルダーに支えられ、印刷インキ事業を核とした企業グループを形成し、ポリマー・塗加工関連事業、色材・機能材関連事業等の幅広い事業を通じ、情報・文化の発展に寄与し続けてまいりました。平成28年（2016年）には創業120周年を迎え、東洋インキグループの経営理念に謳われている「世界にひろがる生活文化創造企業を目指すこと」というビジョンのもと、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。



このように、当社は、当社グループの企業価値と株主共同の利益の向上に努めていく所存ではありますが、近年、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという事例が見られます。もちろん、当社は、このような大規模買付けであっても株主の皆様や取引先、お客様、地域、社会、社員等のステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、資本市場のルールに則り株式を買い付ける行為それ自体を否定するものでもありません。

しかし、大規模買付者（後記第3-I.1で定義します。）の行う大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の皆様のご判断に委ねるべきものです。大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主の皆様においては、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者から株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様のご判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも必要であると考えています。このような状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## 第2 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容

### I. 当社グループの事業運営

当社は、創業から今日にいたるまで、事業と製品・サービスを通じて顧客・社員・社会における生活文化の創造に真摯に取り組んでまいりました。更に、当社は、今後の事業活動の発展はもとより、常に社会と共存し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの更なる満足度向上と信頼を得ることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

この基本的な考え方のもと、当社グループは、目指す姿“SCC (Science Company Change) 2017”に向けて、平成20年度から3回の中期経営計画を進め、平成26年度からは最終ステップになるSCC-Ⅲを推進してまいりました。平成29年度からは、次の10年のありたい姿を新たな長期構想として掲げ、その実現に向けた活動を推進してまいります。長期構想では企業活動のコンセプトを「Scientific Innovation Chain2027」(SIC27)とし、「技術・製品」、「ビジネスモデル」、「ネットワーク」、「モノづくり」、「経営基盤」の5つの基軸で、革新的に発想し、科学的に実行していき、その連鎖によって持続的に成長できる企業体質に変革するこ

とを目指してまいります。また、これまでのドメイン（ライフサイエンス、コミュニケーションサイエンス、サステナビリティサイエンスの3つの事業領域）の枠組みを戦略的に拡大し、成長市場のみならず、社会課題の解決や、生命や地球環境の持続成長可能性に繋がる領域にも注力してまいります。このような中長期的な取り組みにおいて、当社は引き続き、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進めるとともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任（CSR）を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

## II. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役の経営責任を明確にする目的で、取締役の任期を1年としております。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能を強化しております。

さらに、当社は「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、平成27年11月にはコーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、現在は取締役14名中、社外取締役を3名（うち当社が定める独立性基準に準拠する独立社外取締役は2名）選任しております。加えて、同基本方針に基づき独立社外取締役を長とする諮問委員会を設け、本株主総会にて選任予定の取締役候補者及びその報酬について同諮問委員会に諮問し、審議を受けました。当該諮問及び審議を経て本株主総会にて選任予定の取締役は計14名であります。うち独立社外取締役は2名であり、社外取締役は計3名（社外取締役構成比21.4%）となります。

なお、社外取締役1名は、当社が定める独立性基準に準拠せず、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員には指定しておりませんが、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただくことで、取締役会における議論の活性化につながっております。このように、社外取締役には独立性の有無にかかわらず当社が期待する社外取締役としての役割を十分に発揮いただいていることから、各社外取締役には今後も当社の経営監督機能に重要な役割を果たしていただけるものと考えております。

当社はコーポレート・ガバナンス基本方針に則り、今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進め、このようなガバナンス体制の強化を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

### 第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### I. 本施策導入の目的について

##### 1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、前記第1に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが前記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが前記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の当社株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4） 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5） 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6） 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。なお、株券等保有割合の算出にあたり、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注7） 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## 2. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様において、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切にご判断いただくことは困難であります。当社は、大規模買付者をして株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様のご判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。当社は、「人間尊重の経営」を経営哲学とし、また、「当社グループが世界にひろがる生活文化創造企業を目指すこと」を経営理念に掲げております。そして、その実現のために、「お客様に信頼と満足を高める知恵を提供する (CS)」、「多様な個の夢の実現を尊重する (ES)」、「地球や社会と共生し、よき市民として活動する (SS)」、「株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高める (SHS)」を行動指針として定め、お客様の真のニーズにあった付加価値の高い、安全で環境にやさしく、高品質な製品・システム・サービスを適切な価格で必要なときに提供し続け、企業価値・株主共同の利益を、今後とも確保・向上させてまいります。しかし、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損させられることとなります。かかる状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。

## II. 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）及び大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提とし（後記3.(1)）、その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3.(2)）。

そして、本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました（後記3.(3)）。

### 2. 大規模買付ルール

#### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとするに際し、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合にはその旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、大規模買付ルールを遵守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後10営業日（注9）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者に意向表明書に補充して提供していただきたい情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している大規模買付情報の一般的項目は、次の各号のとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる大規模買付情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

なお、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合には、当該事実を公表いたしません。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）及び具体的内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含む。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の当社株券等保有割合、保有株券等の数及び直近6ヵ月間の当社株券等の買付状況
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件

（注8）金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

（注9）「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する意向表明書及び意向表明書を補充する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑪ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由
- ⑫ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑬ 大規模買付行為後、当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨及び理由
- ⑭ 大規模買付行為後、当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑮ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑯ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、大規模買付情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報が大規模買付情報としてなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報の提供を求めることがあります。但し、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切にご判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書及び大規模買付者提供情報は、株主の皆様のご判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的

に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、前記(1)に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、後記(3)(ii)②に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。但し、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。以下、同じとします。）中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

## (3) 独立委員会

### (i) 独立委員会の設置及び構成

当社は、本施策の導入にあたり、大規模買付対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、別紙1「独立委員会の概要」に定める内容の当社取締役会から独立した者によって構成される独立委員会を設置します。本施策導入に当たって予定している独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2「独立委員会の略歴」に記載のとおりです。独立委員会に関する詳細は、本施策に定めるほか、当社取締役会において定める独立委員会規則によるものとします。



## (ii) 独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、自らの判断に必要であると認める情報等を外部の第三者から入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

### ① 大規模買付者が提供する情報の十分性

独立委員会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、大規模買付情報として十分であるかについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

### ② 取締役会評価期間の延長

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に後記③又は④に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付行為の評価又は検討、大規模買付者との交渉及び協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたくうえで大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行うこと等を勧告します。

### ③ 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記3.(2)①）について検討してその結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

### ④ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)②）を具備しているかについて検討してその結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

以上の他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について勧告します。

独立委員会は、独立委員会が大規模買付対抗措置の発動の是非を勧告し、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議し又は不発動を決定した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合はいつでも、すでに行った勧告を撤回し、又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができるものとします。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙3「新株予約権の募集事項の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社代表取締役に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替

的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置の発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でない当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (v) 最初の買付けで当社株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社グループの顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社グループの企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合

- (vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとし、この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

#### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は株主の皆様著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

#### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)②但し書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

但し、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、又は（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(i) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

(ii) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(2)②但し書き各号の要

件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

#### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、本株主総会において、議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得る予定であり、有効期間は、本株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（但し、平成28年11月9日付「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件に、当社の事業年度の末日が12月31日へと変更された場合には、平成32年3月開催予定の当社定時株主総会）の終結時までとします。

もっとも、かかる有効期間の満了日前であっても、①本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主の皆様に不利益を与えない場合を含みます。）をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会において本施策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止又は変更されるものとします。

当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

#### 5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### Ⅲ. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

#### 1. 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入・継続時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。但し、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主の皆様が確定した後において、前記Ⅱ.3.(3)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主の皆様が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 独立委員会の設置

当社取締役会の決議により設置される。

## 2. 委員の選任

- (1) 3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。
- (2) 前記(1)に定めるほか、当社取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者を委員として選任することができる。但し、当該有識者は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社との間で委任にかかる契約を締結した者でなければならない。

## 3. 委員の任期

選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

## 4. 独立委員会の権限

- (1) 委員会は次に掲げる事項について決定し、またその決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。
  - ① 大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか
  - ② 取締役会評価期間を延長すべきか
  - ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか
  - ④ 大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか
  - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項
- (2) 委員会は、前項各号のほか、次に掲げる事項を行う。
  - ① 大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
  - ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
  - ③ 前各号のほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項

- (3) 委員会は、次に掲げる事項につき当社取締役会に指示することができる。
- ① 大規模買付者から提供された情報が本施策にて定める「大規模買付者提供情報」として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
  - ② 大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は一部の公表に関する意見
  - ③ 大規模買付者から提供された情報が「大規模買付者提供情報」として十分であると認めた場合の公表
  - ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉
- (4) 委員は、前三項に定める事項を行うにあたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら委員の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

#### 5. 審議の方法

- (1) 委員会の決議は、原則として、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、可否同数の場合には、議長の決裁によりこれを決することができる。
- (2) 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その決議に参加することができない。

#### 6. 勧告の効力

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非等について判断するものとする。

以上



独立委員会委員の略歴

1. 【氏名】 甘利 公人（あまり きみと）  
 【略歴】 平成 4 年 4 月 熊本大学法学部教授  
 平成 9 年 4 月 上智大学法学部教授（現在に至る）  
 平成 25 年 4 月 東京弁護士会登録（現在に至る）  
 平成 25 年 6 月 当社社外監査役  
 平成 27 年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）

※甘利公人氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。甘利公人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 【氏名】 小野寺 千世（おのでら ちせ）  
 【略歴】 平成 9 年 4 月 桜美林大学経営政策学部助教授  
 平成 17 年 4 月 東海大学法学部教授（現在に至る）

※小野寺千世氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 【氏名】 雛形 要松（ひながた ようまつ）  
 【略歴】 昭和 56 年 11 月 東京地方裁判所判事  
 平成 4 年 7 月 証券取引等監視委員会事務局次長  
 平成 12 年 11 月 東京高等裁判所判事（部統括）  
 平成 18 年 7 月 日本橋公証役場公証人  
 平成 26 年 10 月 第二東京弁護士会登録（現在に至る）  
 平成 26 年 10 月 九段坂総合法律事務所入所（現在に至る）

※雛形要松氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

現任の青山正明氏は本株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、新たに雛形要松氏が就任する予定です。

以上

## 新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、法令及び定款上許容される数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。
4. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間  
新株予約権の行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注10）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注11）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注12）（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

（注10）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注11）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合（その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとする。）がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注12）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。

以上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

# 株主総会会場ご案内略図

東京都中央区京橋二丁目2番1号 当社29階会議室（京橋エドグラン29階）

※昨年と会場が異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

電話 03 (3272) 5731

- ・ JR東京駅 八重洲南口 徒歩5分（1階）
- ・ 東京メトロ銀座線京橋駅 8番出口 直結（地下1階）
- ・ 都営浅草線宝町駅 A7出口 徒歩3分（1階）

- ① 地下1階または1階からエスカレーターで3階オフィスエントランスホールまで上がり、3階から22階直行エレベーターにお乗りください。
- ② 22階スカイロビーでエレベーターを乗り換えて29階総合受付までお越しください。

